

札幌第4地方合同庁舎（2期）整備等事業の実施に関する方針の訂正表（第2回）

令和7年11月4日に公表した「札幌第4地方合同庁舎（2期）整備等事業の実施に関する方針」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	項数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	実施に関する方針	18	18	第2 5. (4)⑤ア(A)b.	a.と同等以上の資格を有するもの～	1級建築施工管理技士と同等以上の資格を有するもの～
2	実施に関する方針	19	23	第2 5. (4)⑤イ(A)b.	a.と同等以上の資格を有するもの～	1級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するもの～
3	実施に関する方針	20	22	第2 5. (4)⑤ウ(A)b.	a.と同等以上の資格を有するもの～	1級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有するもの～
4	資料－1 業務要求水準書（案）	61	最下行	第4章、第5節2. (2)m.(I)	エレベーターのうち、1台以上はストレッチャーによる救急対応が可能なサイズとする。	削除
5	添付資料	14	12	添付資料2－1 事業内容及び事業区分 事業区分 事業区分-3	共用部分の機器及びユニット類を建設期間中に本事業の一部として追加を予定している事業（建設最終年次を予定）に係る設計及び建設の範囲（=各省予算（アロケーション））	共用部分の機器及びユニット類に係る設計及び建設の範囲（=各省予算（国債）（アロケーション））
6	添付資料		16～18	添付資料2－1 事業内容及び事業区分 事業区分	①共用部、外構など No.2 各官署専用の掲示板 壁下地共（必要な場合）→事業区分B-2 No.5 車庫 タイヤラック・棚 →事業区分B-2 ②札幌開発建設部 専用部 No.3 移動式書架・スライド書架 →事業区分B-2 ③札幌管区気象台 専用部 No.4 移動式書架・スライド書架 →事業区分B-2	①共用部、外構など No.2 各官署専用の掲示板 壁下地共（必要な場合）→事業区分B-1 No.5 車庫 タイヤラック・棚 →事業区分B-1 ②札幌開発建設部 専用部 No.3 移動式書架・スライド書架 →事業区分B-1 ③札幌管区気象台 専用部 No.4 移動式書架・スライド書架 →事業区分B-1
7	参考資料－1 3	185	5	参考資料4-8 1.基本的性能	(3)各アンテナの位置は、南側敷地境界線より50m以上離れた位置とする。 (4)各アンテナの高さはGL+47～58m程度以上を想定しているが、要件を満たす範囲であれば任意の高さとすることができます。 図：アンテナ設置範囲	(3)各アンテナの高さはGL+45～60m程度以上を想定しているが、要件を満たす範囲であれば任意の高さとすることができます。 ※本資料におけるGLは、東館の設計GL(TP+17.13m)を示す。 図：なし
8	参考資料－1 3	188	8～12	参考資料4-8 3. アンテナの要件 表：新設するアンテナの概要 アンテナ最低地上高 [m]	①46 ②58 ③48 ④58.5 ⑤55	①GL+45 ②GL+57 ③GL+46 ④GL+57.5 ⑤GL+55
9	資料－5 業績等の監視及び改善要求措置要領（案）	13	7	第3章、2. (7)	加えて、業務不履行が継続している場合は、施設整備費の支払の留保を行う。年度末には留保している施設整備費を支払うものとするが、施設整備費支払日から業務不履行の終了日までを支払留保期間とし、支払留保期間は翌期の支払時期に持ち越す。	削除